

令和5年度 第9回学長選考・監察会議<議事要録>

日 時 令和6年2月5日(月) 14:00~16:00

場 所 本部棟5階 大会議室(対面及びオンライン)

出席者: 大西議長, 久保田委員, 高塩委員, 谷口委員, 秦委員, 三輪委員
丸橋委員(法文学部長), 河添委員(教育学部長), 磯村委員(人間科学部長),
石原委員(医学部長), 伊藤委員(総合理工学部長), 上野委員(生物資源科学部
長)

欠席者: なし

オブザーバー: 千家監事

陪席者: 藤田理事, 総務部長, 総務課長, 総務課課長補佐

議決事項1. 学長選考過程を踏まえた課題について

課題1. 学長候補適任者推薦に関わる学長選考・監察会議の役割について [追加検討事項]

議長及び事務局から, 学長選考等規則第8条第1項の規定において, 学長選考・監察会議委員に選出されている経営協議会学外委員には学長候補適任者の推薦資格がある一方で, 学長選考・監察会議委員に選出されている教育研究評議会評議員には推薦資格がない(同条第2項)ことが妥当かどうかという追加検討事項について, 規定制定の経緯を含め説明があった。

委員から, 経営協議会学外委員と同様に, 学長選考・監察会議委員に選出されている教育研究評議会評議員も推薦者となることができるようにすべきではないかとの意見があった。

委員から, 学外の意見を取り入れて新たな大学像を作っていくことが意図されているガバナンス・コードの考え方を踏まえると, 学長選考・監察会議の学内委員が推薦者となることには違和感があり, 学外委員と学内委員との間に推薦資格において差があっても良いのではないかとの意見があった。

委員から, 大学の状況を良く分かっている学内委員は推薦資格を有するべきで制限を設ける必要はないのではないかとの意見があった。

委員から, 現状において推薦資格が制約されていることで学長選考のプロセスに支障が出ている感覚はないとの発言があった。

委員から, 推薦資格に制限を設ける規定は削除しても良いのではないかとの意見があった。

審議の結果, 規則改正を行うかどうかを含め次回会議で改めて審議することとなった。

課題6. 学長の業績評価等の実施時期について

課題7. 学長の業績評価の実施内容について

議長から, 「学長の業績評価の実施に関する申合せ」において学長の任期満了のおおむね1年前に実施することが規定されている業績評価の実施時期を当該業績評価の根拠となる業務執行状況の確認時期に合わせること, 及び年度評価が廃止されたことを踏まえて業績評価の実施内容を見直すことについて提案があった。

提案内容に対する反対意見は無く, 次回会議で申合せの改正について改めて審議することと

なった。

課題9. 法文学部同窓会会長からの意見への対応について

議長及び事務局から、法文学部同窓会会長からの意見への対応案について説明があり、審議の結果、異議なく議決された。

課題10. 学長選考日程の公表時期について

議長及び事務局から、学長候補適任者の推薦準備期間を確保するため、学長選考日程の公表時期を早めることについて説明があり、審議の結果、異議なく議決された。

課題11. 学内意向調査に対する意識喚起・啓発について

議長から、学内意向調査実施委員会が学内意向調査に対する構成員の意識喚起・啓発を担うこと、また、意識喚起・啓発に係る業務は「学長選考等に関する学内意向調査細則」第3条第1項第5号に規定する「その他選考等に関し学長選考・監察会議から付託された事項」として付託することについて提案があり、審議の結果、異議なく議決された。

課題12. 学長候補適任者の推薦締切から公示までの期間の設定について

議長及び事務局から、学長候補適任者の推薦締切から公示までの期間が1カ月程度となったことについて、推薦締切から学長候補適任者を審査する会議までの間に各委員が推薦書類を確認する期間を確保したうえで会議の日程調整を行った結果であるとの説明があり、次期学長選考においてはこの間隔を3週間程度とすることについて提案があった。

委員から、本会議の委員が学長候補適任者に推薦された場合に委員を辞任しなければならないため、後任の委員を選出する期間を考慮して最低3週間は必要ではないかとの意見があり、議長から、ご意見を踏まえた学長選考日程としたいとの発言があった。

委員から、学長選考過程の透明性の確保の観点から、学長候補適任者を選考する前の被推薦者の段階で一旦公表すべきではないかとの意見があった。

委員から、他大学において1次選考の不透明さが問題になった事例があったため、学長候補適任者の選考についても説明責任が生じるのではないかとの発言があった。

委員から、被推薦者の人数については公表する選択肢もあり得るが、氏名については学長候補適任者として選考した人のみ公表すればよく、被推薦者の段階で積極的に公表する必要はないと考えるとの発言があった。

議長から、学長候補適任者として選考しなかった被推薦者の氏名を公表することは不適當だが、選考の経過を説明する観点から学長候補適任者の公表時に被推薦者の人数を公表する。その場合に、被推薦者の人数とそこから絞り込んだ学長候補適任者の人数に差があったとしても理由の説明は行わず、「1名の推薦があり、学長候補適任者として〇〇氏を選考した。」等、経過を整理して公表することについて提案があり、審議の結果、異議なく議決された。

課題13. 学長選考・監察会議における議案の方向付けについて

議長から、学長選考・監察会議規則第4条第2項に「議長は、学長選考・監察会議を主宰する。」と規定されており、本会議の議題や提案内容は議長の指示又は了承のもとで事務局が作成しているとの説明があった。

課題8. 学長選考・監察会議の委員構成の見直しについて

議長及び事務局から、学長選考・監察会議の委員構成の見直しについて説明があった。

委員から、材料エネルギー学部が設置されたことに対応して教育研究評議会選出の委員を現状の6名から1名増やして7名+7名【※】とすべきではないかとの意見があった。理由として、教育研究評議会において学生が所属する部局の長である学部長が選出されるという共通認識があること、7名+7名としている他の同規模大学もあること、各部局から委員が選出されることで学内構成員にとっての公平性を担保できることについて説明があった。

【※】学長選考・監察会議は、教育研究評議会及び経営協議会(学外委員)からそれぞれ選出される同数の委員によって構成されるため、教育研究評議会選出の委員の数を増やせば経営協議会選出の委員も増やさなければならない。現状は6名+6名=12名。

議長から、学生が所属する部局として学部の他に大学院があるがその点はどう考えるのかとの質問があり、委員から、大学院は学部の上に設置されており担当教員も学部と重複することから、大学院を代表する委員が選出されない場合であっても構成員にとっての公平性に影響はないと考えるとの回答があった。

委員から、学長選考・監察会議の委員構成として7名+7名=14名は多すぎるのではないかと、また、国立大学が高度化し博士号授与率を高めていかなければならない大きな流れの中で、研究科を考慮せずに学部の数のみに合わせて委員の数を決めることに違和感はあるとの意見があった。

委員から、人間科学部が設置された際に会議で特段の異論無く委員の数を5名から6名に増やしているが、学部の増減によって委員の人数を変えるのではなく、委員構成として5名+5名とすることが妥当ではないかとの意見があった。

委員2名から、学内が混乱するのであれば7名+7名も許容できるが、構成員に女性が一人も入っていない状況は改善が必要と考えるとの意見があった。

委員構成について審議の後、7名+7名とする規則改正について次回会議で改めて審議することとなった。